

2 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

3 居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の高さは、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならず、この限りでない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

4 居住環境向上用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項第二号又は第三項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六条第一項中「第六十条の二第一項」の下に、「第六十条の二の二第一項」を加える。

第八十六条の七第一項中「第六十条の二第二項若しくは第二項」の下に、「第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

第八十七条第二項中「第五十条まで」の下に、「第六十条の二の二第四項」を加える。

第八十八条第二項中「第六十条の二第三項」の下に、「第六十条の二の二第四項」を加える。

第八十一条第一項第三号中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に、「第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同法第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定(第一条に係る部分に限る。)の施行の前日に都市再生特別措置法第八十八条第一項又は第二項の規定によりされた届出に係る行為については、当該改正規定による改正後の都市再生特別措置法第八十八条第五項の規定は、適用しない。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する改正規定(第二条に係る部分に限る。)の施行の前日に都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の都市計画法第三十三条第一項第八号(都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(屋外広告物法の一部改正)

第六条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第二十八条中「市町村又は」を「市町村」に、「市町村」を「市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第七条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「規定する地区整備計画をいう。」の下に「以下の項及び」を加え、「が定められている区域又は」を「地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。」が定められている区域又は」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

第八条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第九条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

政

令

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百七十九号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(令和元年法律第二十九号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年八月一日とする。

法務大臣 三好 雅子

内閣総理大臣 安倍 晋三

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三